

## 農地の売買、贈与、賃貸借及び使用貸借等の申請許可について

農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借などについては、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

※ 農地の売買、賃貸借については、他に中間管理事業による方法もあります。  
条件など詳しいことは、別途お問い合わせください。

### ○ 農地法第3条の主な許可基準について

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次に掲げる条件のすべてを満たすことが必要です。

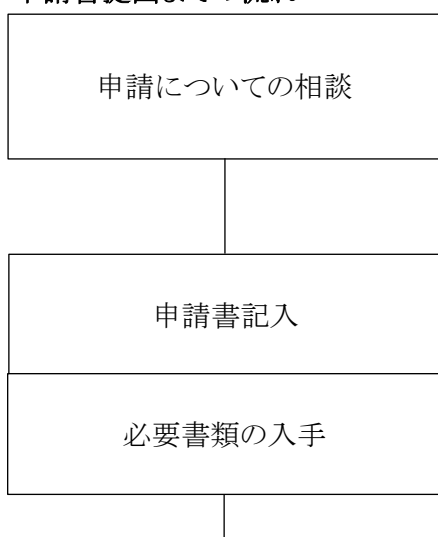
- 1 申請する農地を含めて所有する農地及び借りている農地のすべてを効率的に利用(耕作)していること。(効率的利用要件)
  - 2 申請者またはその世帯員等の1名以上の者が農作業に常時従事(年間150日)していること。(農作業常時従事要件)
  - 3 申請した農地の利用にあたり、周辺農地に悪影響を与えないこと。(地域との調和要件)
- ※ 法人の許可基準については、別途お問い合わせください。

### ○ 農地法第3条申請・許可事務の流れ

北上市農業委員会では、申請書の受付から許可証の交付までの事務の標準処理期間を28日として迅速な許可事務に努めています。

ご相談から許可書交付までの大まかな流れは次のとおりです。

#### 申請書提出までの流れ

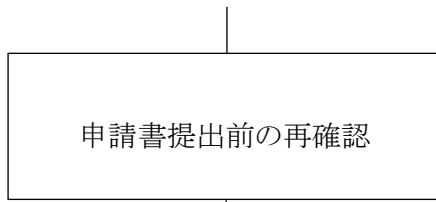


農業委員会事務局にお越しいただくか、お電話でのご相談をお願いします。

[電話番号 0197-72-8246(直通)]

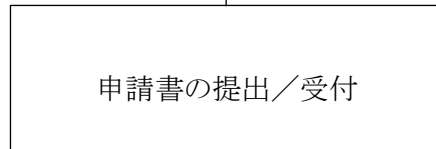
内容に応じて申請書を記入してください。  
なお、記入にあたっては記入例をご参照ください。

必要書類一覧表をご覧ください。  
なお、申請内容により必要書類が異なります。



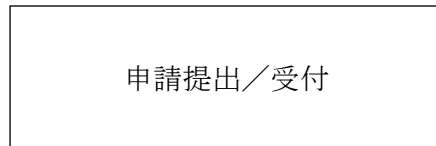
記入漏れや必要書類に不足があると、許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。

申請前にもう一度、確認してください。

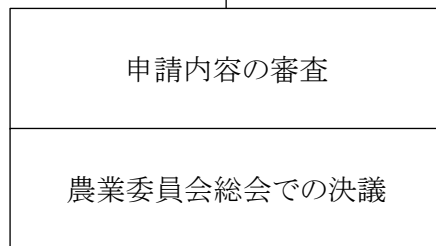


農業委員会事務局にて、提出してください。

### 許可書交付までの流れ



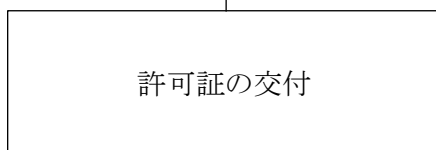
申請書、添付書類を確認します。



申請書の内容に誤りがないか、許可基準に適合しているかなどを審査し、必要な場合は申請者に確認します。

併せて現地調査をおこないます。

農業委員会総会で許可・不許可を決定します。



農業委員会事務局にて、許可証を交付します。